

岡山 EAP カウンセリングルーム メンタルヘルス ニュース

〒703-8520
岡山市中区浜 472
岡山 EAP カウンセリングルーム
発行責任者: 荒木潤子

Tel: (086) 272-8116
Fax: (086) 272-0883
http://okayamaeap.jp
e-mail : info@okayamaeap.jp



速報!!

ストレスチェック義務化法案について

2014年6月19日に「労働安全衛生法の一部を改正する法律案（通称：ストレスチェック義務化法案）」が衆議院本会議で可決・成立し、6月25日に公布されました。それに伴い、従業員50人以上の事業場に年1回以上のストレスチェックが義務付けられることとなりました（従業員50人未満の事業場については当分の間努力義務となります）。2015年12月までに施行予定であり、現在は厚生労働省の専門検討会にて施行の準備が進められているところです。

労働安全衛生法正案のポイント

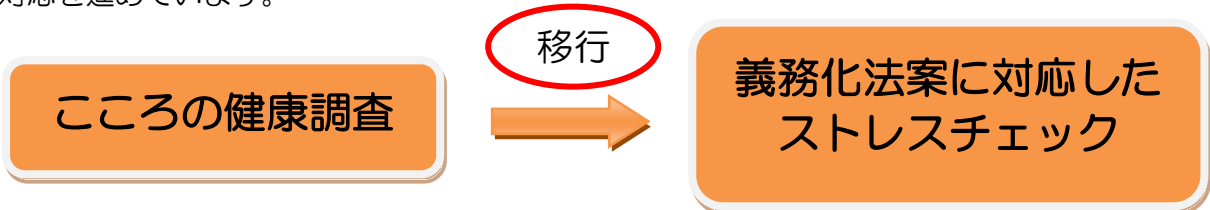
- ① 年1回の労働者のストレスチェックを、従業員50人以上の事業場に義務付ける
- ② ストレスチェックの結果を本人に通知し、本人が希望した場合は医師による面接を実施、必要に応じ就業上の措置を講じることを事業者が義務付ける

今回の改正のねらいとしては、ストレスチェックを実施することで労働者本人の気づきを促進すること（セルフケア）、本人の意向を尊重した上で面接による現状把握を行い、さらに適切な就業上の措置を行うことで職場環境の改善につなげること、などがあげられます。

<詳細は、厚生労働省ストレスチェック義務化法案関連ページをご確認ください>
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anken/an-eihou/

〇こころの健康調査→ストレスチェックへ

今回の改正案を受け、岡山 EAP カウンセリングルームでもストレスチェック義務化への対応を進めています。



※これまで「こころの健康調査」をご利用いただいている企業様では、蓄積されたデータは活かされます。

ストレスチェック義務化への質問は岡山 EAP カウンセリングルームまで！
TEL : 086-272-8116 MAIL : info@okayamaeap.jp

